

## **7 その他**

### **7-1 本指針の見直し、改正**

- (1) 医療安全管理委員会は、少なくとも毎年 1 回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする
- (2) 本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う

### **7-2 本指針の閲覧**

本指針は、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理者が対応する